

四半期報告書

(第73期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

日立金属株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番1号

(E01244)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	17
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	31

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第73期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 持田 農夫男
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4155
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第73期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第72期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	175,599	92,470	590,704
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	17,425	△5,500	10,235
四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失(△)(百万円)	8,670	△3,651	△3,016
純資産額(百万円)	240,969	209,928	214,576
総資産額(百万円)	626,010	515,133	530,191
1株当たり純資産額(円)	620.98	538.02	550.79
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)(円)	24.59	△10.36	△8.56
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	35.0	36.8	36.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,116	3,340	32,699
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△9,351	△8,272	△37,347
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△308	2,364	△6,503
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	44,658	30,844	33,476
従業員数(人)	20,229	18,158	18,740

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第73期第1四半期連結累計(会計)期間及び第72期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第72期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	18,158 [1,312]
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	5,522 [277]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	35,814	△58.4
電子・情報部品	18,273	△58.9
高級機能部品	27,681	△50.5
サービス他	—	—
合計	81,768	△56.2

(注) 上記の金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	36,283	△51.9
電子・情報部品	15,679	△55.4
高級機能部品	26,312	△45.0
サービス他	13,706	△47.7
合計	91,980	△50.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	41,560	△47.7
電子・情報部品	21,592	△49.7
高級機能部品	29,083	△44.5
サービス他	13,615	△51.9
セグメント間の内部売上高消去	△13,380	—
合計	92,470	△47.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の各セグメントの金額にはセグメント間の内部売上高が含まれております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、アジアでは中国を中心に持ち直しの兆しがありますが、欧米では後退しており、依然として深刻な状況が続いております。わが国経済も、予断を許さない状況が続いております。

当社グループの関連業界では、自動車は、欧米及び国内では販売不振が続きました。半導体は、低水準ではあるものの、アジアを中心に需要回復の兆候が見られました。携帯電話は、国内需要が引き続き低迷しました。パソコンは、国内需要の冷え込みが続きました。鉄鋼は、日米欧市場を中心に需要が低迷しました。タービンは、国内需要が堅調に推移しました。国内住宅着工は、市場の冷え込みにより、低調に推移しました。

このような厳しい事業環境のもと、エレクトロニクス関連製品の需要が一部回復の兆しが見られるものの、前年同期比では大きく落ち込んだことや、自動車関連製品の需要回復が鈍かったことなどから、当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は、前年同期比47.3%減の92,470百万円となりました。また、一層のコスト削減につとめたものの、市場の冷え込みで売上が低調に推移した影響が大きく、営業損失は、前年同期比19,926百万円悪化の4,505百万円、経常損失は、前年同期比22,925百万円悪化の5,500百万円、四半期純損失は、前年同期比12,321百万円悪化の3,651百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

①高級金属製品

当セグメントの売上高は、前年同期比47.7%減の41,560百万円となりました。また、営業損失は、前年同期比10,339百万円悪化の2,618百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<金型・工具用材料>

自動車の大幅な減産による金型需要の低迷により、大幅に減少しました。

<電子金属材料>

液晶パネル関連材料及び半導体等パッケージ材料は、底を脱し回復が鮮明になってきたものの、前年同期比では大幅な減少となり、電子金属材料全体で大幅に減少しました。

<産業機器・エネルギー関連材料>

エネルギー関連材料は、堅調に推移して増加しましたが、自動車関連材料は、顧客の在庫調整が進展したものの、前年同期比では需要が低調だったことから、大幅に減少しました。その結果、産業機器・エネルギー関連材料全体で、大幅に減少しました。

<各種ロール>

鉄鋼減産の影響により、減少しました。

<射出成形機用部品>

市場の冷え込みによる需要低迷が続き、減少しました。

<切削工具>

主要ユーザーである自動車・産業機械関連業界の低迷により、大幅に減少しました。

②電子・情報部品

当セグメントの売上高は、前年同期比49.7%減の21,592百万円となりました。また、営業損失は、前年同期比5,930百万円悪化の488百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<マグネット>

希土類磁石及びフェライト磁石は、自動車の販売不振の影響により、大幅に減少しました。

<軟質磁性材料>

ソフトフェライト及びファインメットは、需要低迷が続き、大幅に減少しました。アモルファス金属材料は、需要が回復基調にあるものの、前年同期比では大幅な減少となりました。

<情報通信機器用部品>

情報通信機器用部品は、顧客の在庫調整が終息しつつありますが、需要回復は鈍く、大幅な減少となりました。

③高級機能部品

当セグメントの売上高は、前年同期比44.5%減の29,083百万円となりました。また、営業損失は、前年同期比4,033百万円悪化の1,113百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<高級ダクタイル鋳鉄製品>

トラック、乗用車向け共に販売不振の影響により、大幅に減少しました。

<耐熱鋳造部品>

北米を中心とした需要低迷が継続し、大幅に減少しました。

<アルミホイール>

世界的な需要低迷により国内・北米の主要顧客の在庫調整が続き、大幅に減少しました。

<各種管継手>

国内及び米国の建設需要低迷により、大幅に減少しました。

<ステンレス及びプラスチック配管機器>

国内住宅着工の低迷により、減少しました。

<建築部材>

建設需要及び設備投資の低迷により、減少しました。

④サービス他

当セグメントの売上高は、前年同期比51.9%減の13,615百万円となりました。また、営業損失は、前年同期比870百万円悪化の121百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

①日本

自動車及びエレクトロニクス関連製品の需要が大きく落ち込んだことから、売上高は前年同期比50.4%減の74,765百万円、営業損失は前年同期比17,537百万円悪化の4,695百万円となりました。

②北米

自動車の販売不振の影響により、売上高は前年同期比41.5%減の12,433百万円、営業損失は前年同期比2,068百万円悪化の356百万円となりました。

③アジア

エレクトロニクス関連製品の一部に需要回復の兆しが見られるものの、前年同期比では需要が大きく落ち込んだことから、売上高は前年同期比40.4%減の20,435百万円、営業利益は前年同期比1,444百万円減の639百万円となりました。

④その他

自動車及びエレクトロニクス関連製品の需要低迷や円高ユーロ安による為替換算の影響もあり、売上高は前年同期比33.6%減の6,090百万円、営業利益は前年同期比140百万円減の306百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に税金等調整前四半期純損失の影響により、前連結会計年度末に比べ2,632百万円減少し、30,844百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、3,340百万円（前年同期比3,776百万円の減少）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失5,581百万円（同23,004百万円の減少）があったものの、売上債権やたな卸資産、仕入債務を合わせた運転資金の減少による収入6,988百万円（同11,714百万円の増加）があったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、8,272百万円（前年同期比1,079百万円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が8,298百万円（同1,815百万円の減少）あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、2,364百万円（前年同期比2,672百万円の増加）となりました。これは主にコマーシャル・ペーパーの発行9,000百万円（同9,000百万円の増加）があったものの、借入金の返済があったことのほか、配当金の支払額2,115百万円があったこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、(株)日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

当社は開発型企業を目指し、より一層研究開発・新事業創出に注力しております。基幹技術による新製品開発を各カンパニー主導で進めるとともに、従来のカンパニー枠を超えた新製品・新事業についてはコーポレート主導で開発を強化しております。

また、開発分野に応じ(株)日立製作所の主要研究所、大学、国公立研究所と共同研究、技術研究会および人材交流等により、一層高度な研究開発を行っております。

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は2,407百万円、研究開発人員は当第1四半期連結会計期間末現在736名であります。

各事業分野別の研究主要課題は次のとおりであります。

①高級金属製品

当社ならびに日立ツール(株)、(株)NEOMAXマテリアルが中心となって、高級特殊鋼・セラミックス、大・中型商用車ディーゼルエンジン排出ガス浄化用セラミックフィルタ(セラキャットフィルタ)、等の開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は950百万円であります。

②電子・情報部品

当社ならびにMetglas, Inc.が中心となって、電力トランス用低損失アモルファス材、情報端末用高周波部品、高性能磁石、ソフトフェライト、軟磁性金属材料応用製品、等の開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は962百万円であります。

③高級機能部品

当社ならびに日立機材(株)、日立バルブ(株)が中心となって、自動車用排気系鋳物製品、高級鋳物材料、管継手、バルブその他の配管用部材及び工法等周辺技術を含めた配管トータルシステム、柱脚・柱はり接合部材及び工法、制震システム、等の開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は495百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、世界経済は、アジアでは中国を中心に持ち直しの兆しがありますが、欧米では後退しており、依然として深刻な状況が続いております。わが国経済も、予断を許さない状況が続いております。

当社グループの関連業界においては、自動車は欧米及び国内市場の需要回復は鈍いものと予想され、エレクトロニクス関連市場は一部に需要回復の兆しが見られるものの、日米欧を中心に厳しい状況が続く懸念があります。

このような状況のもと、平成22年3月期を初年度とした次期中期経営計画を策定せず、当期は「基盤強化緊急対策の実行」の年と位置づけ、需要低迷下でも収益を確保できる強靱な企業体質への再構築を進めてまいります。

(6) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に税金等調整前四半期純損失の影響により、前連結会計年度末に比べ2,632百万円減少し、30,844百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは3,340百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失が5,581百万円あったものの、売上債権やたな卸資産、仕入債務をあわせた運転資金の減少による収入があったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは8,272百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が8,298百万円があったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは2,364百万円の収入となりました。これは主にコマーシャル・ペーパーの発行9,000百万円があったものの、借入金の返済があったことのほか、配当金の支払2,115百万円があったこと等によるものです。

また、当第1四半期連結会計期間末の総資産は515,133百万円で、前連結会計年度末に比べ15,058百万円減少しました。流動資産は215,217百万円で、前連結会計年度末に比べ13,051百万円減少しました。これは主にたな卸資産が減少したこと等によるものです。固定資産は299,916百万円で、前連結会計年度末に比べ2,007百万円減少しました。これは主に有形固定資産が減少したこと及びのれんを償却したこと等によるものです。

負債合計は305,205百万円で、前連結会計年度末に比べ10,410百万円減少しました。これは主に仕入債務が減少したこと等によるものです。純資産合計は209,928百万円で、前連結会計年度末に比べ4,648百万円減少しました。これは主に配当金の支払及び税金等調整前四半期純損失となったこと等によるものです。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

厳しい事業環境のもと、当社グループは、平成22年3月期を「基盤強化緊急対策の実行」の年と位置づけ、需要低迷下でも収益を確保できる強靱な企業体質への再構築を進めてまいります。具体的には、コスト構造改革、製品戦略の見直し、新製品の開発加速、及び投資の見直しを推進してまいります。

今後、人口の減少に伴う国内市場の縮小と顧客の海外生産移転、新興国の成長に伴うグローバル競争の激化、環境意識の高まりなどにより、当社グループを取り巻く事業環境の急速な変化が予想されます。当社グループの存立基盤を根本的に見直し、戦略分野に経営資源を集中することにより、新たな成長を目指してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	366,557,889	366,557,889	(株)東京証券取引所市場第一部 (株)大阪証券取引所市場第一部	権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	366,557,889	366,557,889	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,056 資本組入額 1,028
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,056円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
 - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
 - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
 - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
 - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができないものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2016年8月30日までとする。
但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。
また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (2) 2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断す

る。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A. (Union Bank, N.A.に社名変更) (以下「受託会社」という。)に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所(以下に定義する。)に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知(以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得日」と

は取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債（平成19年9月13日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）(注4)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,042円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)*併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)*等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)*その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
 - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
 - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
 - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
 - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)*、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)*による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)*において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)*時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換

価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2019年8月30日までとする。

但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。

また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。

5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。

①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。

7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、

かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（Union Bank, N.A.に社名変更）（以下「受託会社」という。）に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定

義する。) 現在残存する本新株予約権付社債の全部 (一部は不可) を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産 (以下に定義する。) を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債 (本新株予約権を除く。) の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値 (以下に定義する。) から額面金額相当額を差し引いた額 (正の数値である場合に限る。) を1株当たり平均VWAP (以下に定義する。) で除して得られる数の当社普通株式 (但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。) をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日 (以下に定義する。) 目の日に始まる20連続取引日 (以下「関係VWAP期間」という。) に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所 (東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場 (店頭登録又は証券取引所における取引を含む。) されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。) が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価値の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価値}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価値をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	366,558	—	26,284	—	36,699

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に上位10名以内の大株主であった全国共済農業協同組合連合会が上位10名以内の大株主ではなくなり、以下の株主が上位10名以内の大株主となったことが判明いたしました。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ガバメント オブ シンガポール インベストメント コーポレーション ピー リミテッド	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912	3,192	0.87

(注) 当第1四半期会計期間において、平成21年6月4日付で株式会社日立製作所ほか2名が連名で提出した大量保有報告書の変更報告書(No. 16)の写しの送付があり、平成21年5月29日現在で下表のとおり株式を保有している旨記載されています。株式会社日立製作所及び中央商事株式会社の保有株式数は、平成21年6月30日現在の株主名簿に記録された株式数と一致しておりますが、この株主名簿に記録された日立金属株式会社の株式数は14,046千株であり、若干の相違があります。これは、上記変更報告書に係る報告義務発生日以降、単元未満株式買取請求に応じて取得を行ったことによるものであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する保有株式数の割合 (%)
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	193,492	52.79
中央商事株式会社	東京都千代田区内神田一丁目1番14号	1,975	0.54
日立金属株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	14,043	3.83
計	—	209,511	57.16

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式)		普通株式は権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
	普通株式 14,046,000	—	
完全議決権株式 (その他)	(相互保有株式)		同上
	普通株式 65,000	—	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 351,022,000	351,022	同上
単元未満株式	普通株式 1,424,889	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	366,557,889	—	—
総株主の議決権	—	351,022	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日立金属(株)	東京都港区芝浦一丁目2番1号	14,046,000	—	14,046,000	3.83
青山特殊鋼(株)	東京都中央区新川二丁目9番11号	63,000	—	63,000	0.02
出雲造機(株)	島根県安来市恵乃島町134	1,000	—	1,000	0.00
秦精工(株)	島根県安来市黒井田町691	1,000	8,000	9,000	0.00
計	—	14,111,000	8,000	14,119,000	3.85

(注) 秦精工株式会社の「他人名義所有株式数」には、同社が加入している日立金属取引先持株会(東京都港区芝浦一丁目2番1号)名義の株式のうち、平成21年6月30日現在の同社の持分に相当する数(1,000株未満を切り捨て。)を記載しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	818	901	925
最低(円)	702	740	743

(注) 最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,204	24,514
受取手形及び売掛金	※2 68,509	※2 70,962
関係会社預け金	2,321	8,473
商品及び製品	36,891	41,422
仕掛品	27,392	28,410
原材料及び貯蔵品	24,091	30,189
その他	29,334	25,143
貸倒引当金	△525	△845
流動資産合計	215,217	228,268
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	57,938	57,646
機械装置及び運搬具（純額）	86,714	88,220
土地	50,954	51,259
その他（純額）	17,483	18,872
有形固定資産合計	※1 213,089	※1 215,997
無形固定資産		
のれん	46,106	46,785
その他	6,938	6,940
無形固定資産合計	53,044	53,725
投資その他の資産		
投資有価証券	12,271	10,833
その他	23,719	23,352
貸倒引当金	△2,207	△1,984
投資その他の資産合計	33,783	32,201
固定資産合計	299,916	301,923
資産合計	515,133	530,191

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,263	47,733
短期借入金	64,336	66,553
コマーシャル・ペーパー	15,000	6,000
1年内返済予定の長期借入金	3,532	3,653
1年内償還予定の社債	10,000	6,025
未払法人税等	1,133	1,790
引当金	51	121
その他	33,080	40,263
流動負債合計	168,395	172,138
固定負債		
社債	29,000	34,000
転換社債型新株予約権付社債	40,000	40,000
長期借入金	33,451	33,888
退職給付引当金	23,007	23,228
その他の引当金	4,020	4,101
その他	7,332	8,260
固定負債合計	136,810	143,477
負債合計	305,205	315,615
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,284	26,284
資本剰余金	41,243	41,243
利益剰余金	146,369	152,789
自己株式	△10,647	△10,641
株主資本合計	203,249	209,675
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,579	279
為替換算調整勘定	△15,182	△15,801
評価・換算差額等合計	△13,603	△15,522
少数株主持分	20,282	20,423
純資産合計	209,928	214,576
負債純資産合計	515,133	530,191

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	175,599	92,470
売上原価	138,976	81,162
売上総利益	36,623	11,308
販売費及び一般管理費	※ 21,202	※ ¹ 15,813
営業利益又は営業損失(△)	15,421	△4,505
営業外収益		
受取利息	167	91
受取配当金	106	68
為替差益	1,929	—
その他	1,887	916
営業外収益合計	4,089	1,075
営業外費用		
支払利息	738	562
デリバティブ評価損	591	99
その他	756	1,409
営業外費用合計	2,085	2,070
経常利益又は経常損失(△)	17,425	△5,500
特別利益		
固定資産売却益	105	—
匿名組合清算益	—	※ ² 1,025
特別利益合計	105	1,025
特別損失		
減損損失	107	—
事業構造改善費用	—	1,106
特別損失合計	107	1,106
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	17,423	△5,581
法人税、住民税及び事業税	8,132	△2,032
法人税等調整額	△159	175
法人税等合計	7,973	△1,857
少数株主利益又は少数株主損失(△)	780	△73
四半期純利益又は四半期純損失(△)	8,670	△3,651

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	17,423	△5,581
減価償却費	7,504	7,371
のれん及び負ののれん償却額	527	663
受取利息及び受取配当金	△273	△159
支払利息	738	562
売上債権の増減額(△は増加)	△1,582	937
たな卸資産の増減額(△は増加)	△9,867	11,370
仕入債務の増減額(△は減少)	6,723	△5,319
未払費用の増減額(△は減少)	△4,479	△3,662
その他	2,043	△247
小計	18,757	5,935
法人税等の支払額	△11,641	△2,595
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,116	3,340
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	206
関係会社株式の取得による支出	—	△159
関係会社株式の売却による収入	—	55
有形固定資産の取得による支出	△10,113	△8,298
有形固定資産の売却による収入	743	62
無形固定資産の取得による支出	△343	△344
利息及び配当金の受取額	360	157
その他	2	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,351	△8,272
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	11,515	△2,193
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	—	9,000
長期借入れによる収入	4,182	—
長期借入金の返済による支出	△2,111	△387
社債の償還による支出	△10,483	△921
利息の支払額	△901	△695
自己株式の取得による支出	△39	△8
自己株式の売却による収入	—	2
配当金の支払額	△2,115	△2,115
少数株主への配当金の支払額	△356	△319
財務活動によるキャッシュ・フロー	△308	2,364
現金及び現金同等物に係る換算差額	△620	△19
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,163	△2,587
現金及び現金同等物の期首残高	47,821	33,476
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物増減額(△は減少)	—	△45
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 44,658	※ 30,844

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>従来、12月末日又は1月末日を決算日としている連結子会社15社は、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため当該連結子会社の決算日の財務諸表に基づき連結財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、より適切な経営情報を把握するために連結決算日における当該連結子会社の仮決算の検討を進めた結果、実務上の対応が可能となったため、当第1四半期連結会計期間より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更しております。</p> <p>なお、この決算日の変更による当該連結子会社の1月1日又は2月1日から3月末日までの損益については、利益剰余金の減少として直接計上しており、現金及び現金同等物の増減については、連結キャッシュ・フロー計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物増減額」として表示しております。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(会計基準等の改正に伴う変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、これによる売上高、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券の売却による収入」は45百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	一部の連結子会社は、固定資産の減価償却費の算定方法について合理的な予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算出しております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法により算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合は、法定実効税率を使用しております。なお、法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、414,406百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、410,208百万円 であります。
※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 64百万円 受取手形裏書譲渡高 286百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 1,471百万円	※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 4百万円 受取手形裏書譲渡高 344百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 2,094百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																																								
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td style="text-align: right;">3,585</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td style="text-align: right;">754</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td style="text-align: right;">5,842</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">569</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">882</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">366</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">834</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">1,787</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td style="text-align: right;">861</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	3,585	販売雑費	754	給料諸手当	5,842	退職給付費用	569	福利厚生費	882	減価償却費	366	賃借料	834	研究開発費	1,787	のれん償却費	861	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td style="text-align: right;">1,895</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td style="text-align: right;">390</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td style="text-align: right;">4,529</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">598</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">672</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">387</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">798</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">1,189</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td style="text-align: right;">722</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	1,895	販売雑費	390	給料諸手当	4,529	退職給付費用	598	福利厚生費	672	減価償却費	387	賃借料	798	研究開発費	1,189	のれん償却費	722
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	3,585																																								
販売雑費	754																																								
給料諸手当	5,842																																								
退職給付費用	569																																								
福利厚生費	882																																								
減価償却費	366																																								
賃借料	834																																								
研究開発費	1,787																																								
のれん償却費	861																																								
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	1,895																																								
販売雑費	390																																								
給料諸手当	4,529																																								
退職給付費用	598																																								
福利厚生費	672																																								
減価償却費	387																																								
賃借料	798																																								
研究開発費	1,189																																								
のれん償却費	722																																								
	※ 2. 匿名組合清算益は当社連結子会社が出資しておりました航空機リースを事業とする匿名組合が終了したことによる出資配当金等であります。																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																														
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)																														
<table style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">35,786</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF等)</td><td style="text-align: right;">20</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社預け金</td><td style="text-align: right;">8,852</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">44,658</td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	現金及び預金勘定	35,786	百万円	有価証券(MMF等)	20		関係会社預け金	8,852		<hr/>			現金及び現金同等物	44,658	百万円	<table style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">27,204</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF等)</td><td style="text-align: right;">1,319</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社預け金</td><td style="text-align: right;">2,321</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">30,844</td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	現金及び預金勘定	27,204	百万円	有価証券(MMF等)	1,319		関係会社預け金	2,321		<hr/>			現金及び現金同等物	30,844	百万円
現金及び預金勘定	35,786	百万円																													
有価証券(MMF等)	20																														
関係会社預け金	8,852																														
<hr/>																															
現金及び現金同等物	44,658	百万円																													
現金及び預金勘定	27,204	百万円																													
有価証券(MMF等)	1,319																														
関係会社預け金	2,321																														
<hr/>																															
現金及び現金同等物	30,844	百万円																													

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 366,558千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,068千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,727,626株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

(2) 2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,794,319株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成21年3月31日	平成21年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	70,992	33,192	44,947	26,468	175,599	—	175,599
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	8,472	9,756	7,441	1,854	27,523	△27,523	—
計	79,464	42,948	52,388	28,322	203,122	△27,523	175,599
営業利益	7,721	5,442	2,920	749	16,832	△1,411	15,421

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	38,768	15,623	25,097	12,982	92,470	—	92,470
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	2,792	5,969	3,986	633	13,380	△13,380	—
計	41,560	21,592	29,083	13,615	105,850	△13,380	92,470
営業利益又は営業損失(△)	△2,618	△488	△1,113	△121	△4,340	△165	△4,505

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類、製造方法、販売方法等の類似性、収益管理等の単位を勘案し、事業区分を行っております。

2. 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
高級金属製品	高級特殊鋼（金型・工具用材料、電子金属材料[ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料]、産業機器・エネルギー関連材料）、各種ロール（鉄鋼圧延用・非金属圧延用・非金属用）、射出成形機用部品、構造用セラミックス部品、鉄骨構造部品、切削工具
電子・情報部品	マグネット（希土類磁石[NEOMAX]・フェライト磁石等およびその応用品）、情報通信機器用部品（積層部品、アイソレータ）、IT機器用材料・部品、軟質磁性材料（ソフトフェライトコアおよびその応用品、ナノ結晶軟磁性材料[ファインメット]およびその応用品、アモルファス金属材料[Metglas]およびその応用品）
高級機能部品	自動車用高級鋳物部品（高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造部品、アルミホイール、その他アルミニウム製品）、設備配管機器（各種管継手、ステンレスおよびプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器）、建築部材（内装システム、構造システム、マテハンシステム）
サービス他	その他の販売・サービス等

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	123,362	19,309	23,886	9,042	175,599	—	175,599
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	27,359	1,948	10,418	126	39,851	△39,851	—
計	150,721	21,257	34,304	9,168	215,450	△39,851	175,599
営業利益	12,842	1,712	2,083	446	17,083	△1,662	15,421

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	60,865	11,271	14,281	6,053	92,470	—	92,470
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	13,900	1,162	6,154	37	21,253	△21,253	—
計	74,765	12,433	20,435	6,090	113,723	△21,253	92,470
営業利益又は営業損失(△)	△4,695	△356	639	306	△4,106	△399	△4,505

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国

(2)ア ジ ア ……シンガポール・中国・香港・台湾・タイ・フィリピン、韓国

(3)そ の 他 ……ドイツ

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	北 米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	16,777	39,454	11,848	2,111	70,190
II. 連結売上高					175,599
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	9.6%	22.5%	6.7%	1.2%	40.0%

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	北 米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	9,745	22,069	7,765	1,485	41,064
II. 連結売上高					92,470
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	10.5%	23.9%	8.4%	1.6%	44.4%

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国・カナダ

(2)ア ジ ア ……韓国・中国・香港・台湾・シンガポール

(3)欧 州 ……EU諸国

(4)そ の 他 ……中南米

3. 海外売上高は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 売上高の金額は消費税等抜きで表示しております。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	538円2銭	1株当たり純資産額	550円79銭

2. 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額 24円59銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		1株当たり四半期純損失金額 10円36銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	8,670	△3,651
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	8,670	△3,651
期中平均株式数(千株)	352,548	352,493
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1. 事業構造改革の実施

当社は、平成21年7月2日に、下記のとおり一部事業の構造改革と転進支援制度を実施することとしました。

(1) 実施内容

高級金属製品及び高級機能部品の一部の事業に関し、事業構造改革を推進する上で200名程度の転勤、出向、転属を伴う人員再配置を実施します。個人的な事情から退職を希望する従業員に関しては、転進支援制度の募集を受け付けます。

(2) 応募できる対象者

原則として、高級金属製品及び高級機能部品の一部の事業に属する、平成21年9月20日現在で40歳以上となる社員。

(3) 募集期間

平成21年8月

(4) 退職日

平成21年9月以降

(5) 損失見込額

転進支援制度に伴う特別退職金等について、四半期報告書提出時点で募集期間が終了しておらず退職応募者総数が不明のため、現時点で見積もることは困難であります。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成21年5月29日開催の取締役会において、平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、剰余金の配当(期末)を行うことを次のとおり決議しました。

①配当財産の種類及び帳簿価額の総額	金銭による配当	総額	2,115百万円
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項			1株当たり6円
③当該剰余金の配当がその効力を生ずる日			平成21年6月2日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

記載事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 榮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間より、連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。